

コンピュータ関連発明(CRI)ガイドラインの運用停止

2015年12月21日
JETRO ニューデリー

2015年12月14日、インド特許意匠商標総局（CGPDTM）は、同局ウェブサイト上で本年8月から運用を開始しているコンピュータ関連発明（CRI）ガイドラインについて、利害関係者との議論が終了し、問題が解決されるまで運用を停止すると発表した¹。CRI ガイドラインの運用停止に伴い、1970年特許（改正）法第3条（k）に関する規定を含む特許局実務・手続マニュアル第08.03.05.10章が引き続き適用される。

報道²によると、CRI ガイドラインでは技術的進歩を含むソフトウェアに対し特許を認めるものの、この「技術的進歩」の意味が不明であって、スタートアップ企業やソフトウェア団体からは懸念が示されていた。Global IP India のパートナー弁護士である Kshitij Malhotra 氏によると、「特許は三つの基準、すなわち、新規性、進歩性、産業上の利用可能性で判断されているが、ソフトウェア特許については技術的進歩というもう一つのパラメータを加えるものであり、これが不明確をもたらしている」とコメントしている。

<CRI ガイドラインの経緯>

- 2002年：特許（改正）法が施行され、特許法第3条（k）が導入。
- 2013年：CRI ガイドラインに関するドラフト版ガイドラインが公表。
- 2015年8月：CRI ガイドラインの運用開始。
- 2015年12月：CRI ガイドラインの運用停止。

<参考> 特許法第3条：発明でないもの

次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。

（k）数学的若しくはビジネス方法、またはコンピュータプログラムそれ自体若しくはアルゴリズム

（了）

¹ http://www.ipindia.nic.in/officeCircular/officeOrder_14December2015.pdf

² <http://www.livemint.com/Industry/XGBbgNllmvuEUhJWs2cWgK/Revised-guidelines-for-software-patents-put-on-hold.html>

(別紙)

第 CG/Office Order/2015/120 号

2015 年 12 月 14 日

2015 年命令第 70 号

1970 年特許（改正）法第 3 条(k)の解釈および適用範囲に関する申し入れを受け、2015 年 8 月 21 日付命令第 CG/Office Order/2015/112 号により発行されたコンピュータ関連発明（CRI）に対する審査ガイドラインは、利害関係者との協議が完了し懸案事項が解決されるまで一時的に停止する。

上記を勘案し、1970 年特許（改正）法第 3 条(k)に関する規定を含む特許局実務・手続マニュアル第 08.03.05.10 章が引き続き適用されるものとする。

<署名>

(Om Prakash Gupta)
特許意匠商標総局長官